

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

新型コロナウイルスの影響を踏まえた、液石法等の各種期限の延長について

標記につきまして、本日付けで公布、施行されましたのでお知らせいたします。詳細については下記の経済産業省ホームページをご参照ください。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

記

【改正の概要】

○液石法関連

措置名	適用期間
供給設備の点検の期限延長（規則第36条 第1項 第1号） ※2号、3号業務が対象で、供給開始時は対象外	令和2年4月10日から 同年9月30日までの間 に終了する場合は、その 期間を4ヶ月延長する。
消費設備の調査の期限延長（規則第37条 第1号） ※4号業務が対象で、再調査は対象外	
一般消費者等に対する周知の期限延長（規則第38条の2 第1項及び第2項）	
認定液化石油ガス販売事業者に係る報告期限延長（規則第48条 第2項）	
充てん設備の保安検査の期限延長（規則第81条 第1項）	
液化石油ガス販売事業者、保安機関及び充てん事業者に係る事業年度終了後の報告期限延長（規則第132条）	

○高圧法関連

措置名	適用期間
保安検査の期限延長 （液石則第77条 第2項）	令和2年4月10日から 同年9月30日までの間 に終了する場合は、その期 間を4ヶ月延長する。
定期自主検査の期限延長 （液石則第81条 第4項）	

【経産省ホームページ掲載アドレス】

○改正について掲載されているホームページ（経産省ホームページ内）

（液石法関連）

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2020/04/20200410-02.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/04/20200410-02.html)

（高圧法関連）

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2020/04/20200410\\_04.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/04/20200410_04.html)

以 上

発信手段：Eメール  
保安部：高木、橋本